

5 . 環境報告の促進に係る諸外国の取組の状況

欧米諸国 11 カ国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー）及び欧州連合（European Union：EU）における環境報告の促進方策に関する調査を実施しました（調査結果の詳細については、資料 3 及び 4 を参照）。

1) 環境報告書のガイドライン等の策定

環境省等が環境報告書のガイドラインを策定しているのは、イギリス（「環境報告書：始めの一步（Environmental Reporting：getting started）」）及びオーストラリア（「環境報告書の枠組み - オーストラリアのアプローチ（Framework for Public Environmental Reporting, an Australian approach）」）の 2 カ国で、カナダでは、ガイドラインではありませんが、3 種類の持続可能性報告書の見出しのテンプレートをウェブサイト上で公開しています。

また、アメリカでは「環境パフォーマンスの測定：環境効率指標に注目して（Measuring Environmental Performance: A Focus on Eco-Efficiency Indicators）」を策定しています。

さらに、世界各国の環境報告書に係る多様な利害関係者の参加する GRI は、全世界で適用可能なガイドラインを普及させることを目的として、組織の活動内容や製品、サービスの経済的、環境的、社会的側面に関する報告のための「持続可能性報告のガイドライン」を策定しています。

この他、デンマークでは「社会報告書ガイドライン」の策定を 2002 年に予定しています。（表 3 参照）

【表3：諸外国における環境報告書に関するガイドライン】

国名	ガイドラインの名称及び概要	作成主体及び時期
オランダ	・環境報告書作成に当たってのチェックリスト (CheckistMilieueverslaggeving)	オランダ会計士協会 (NIVRA)
イギリス	・環境報告書：始めの一步 (Environmental Reporting :gettingstarted) 新たに環境報告書を作成する組織を対象に、その作成方法、主要な論点、報告すべき指標の概略を示す。 ・企業の水排出に関する環境報告書ガイドライン ・企業の温室効果ガス排出に関する環境報告書ガイドライン ・企業の廃棄物排出に関する環境報告書ガイドライン	運輸環境地方省 1999年
カナダ	・持続可能性報告書の見出しテンプレート3種 目的は、「信頼を築き、情報の提供と啓発を重視する」、「持続可能性がビジネスにとっても効果があることを示す」、「企業の持続可能性に関する情報を標準化する(GRIに準拠)」としている。	持続可能性報告プログラム (The Sustainability Reporting Program) 政府、産業界、NGO等の代表者から構成
	・持続可能な発展及び環境報告書の作成と評価 (Writing and Evaluating Sustainable Development and Environmental Reports)	カナダ管理会計士ソサエティー(Society of Management Accountants of Canada: SMAC) 1998年
オーストラリア	・環境報告書の枠組み - オーストラリアのアプローチ (Framework for Public Environmental Reporting, an Australian approach)	オーストラリア環境省 2000年3月
	・環境報告書 - なぜ作るのか、どのように作るのか (Corporate Environmental Reporting. Why and How)	ニューサウスウェールズ州環境保護局 1997年(国家・地域開発省協力)
	・環境報告書：中小企業への手引き (Environmental Reporting: Handbook for Small and Medium Size Businesses)	オーストラリア商工会議所及びオーストラリアビジネスリミテッド(任意参加による団体) 2001年6月
アメリカ	・環境パフォーマンスの測定：環境効率指標に注目して (Measuring Environmental Performance: A Focus on Eco-Efficiency Indicators) 環境パフォーマンスの測定に重点	アメリカ環境保護庁パフォーマンスインセンティブ局 (EPA Performance Incentives Division)
デンマーク	・社会報告書ガイドライン ・企業の社会的責任に関する報告書ガイドライン	2002年策定予定

2) 優良な環境報告書の表彰制度の実施

優良な環境報告書を表彰する制度は、オランダ、スウェーデン、イギリス、ドイツ、カナダ、オーストラリア及び EU 等で実施されています。(表4参照)

【表4：諸外国における環境報告書に関する表彰制度】

国名	表彰制度の名称	実施主体
オランダ	・ ACC環境報告書賞	オランダ会計士協会 (NIVRA) 環境会計士協会 (VMA)
スウェーデン	・ Arets miljoredovisning	Affarsvarlden Foretagsekonomiska institutionen
ノルウェー	・ Miljorapporteringspris	持続可能な生産及び消費センター (Norwegian Centre for Sustainable Production and Consumption : GRIP)
イギリス	・ イギリス勅許公認会計士協会 (ACCA) 環境報告書賞 (UK Awards for Environmental Reporting) 及び持続可能性報告書賞 (UK Awards for Sustainability Reporting)	イギリス勅許公認会計士協会 (ACCA)
ドイツ	・ 環境・社会報告書ランキング	ドイツ連邦環境財団 (The German Federal Foundation for the Environment)
EU	・ 欧州環境報告書賞 (European Environmental Reporting Awards)	イギリス勅許公認会計士協会 (ACCA) デンマーク会計士協会 オランダ会計士協会 (NIVRA)
カナダ	・ フィナンシャル・ポスト年次報告書大賞 (Financial Post Annual Report Awards)	フィナンシャル・ポスト誌 カナダ勅許会計士協会 (CICA)
オーストラリア	・ 年次報告書大賞 (Annual Reports Awards : 環境報告書部門)	オーストラリア年次報告書大賞法人 (Annual Reports Awards Australia Inc)
	・ AMEEF環境優良賞 - コミュニケーション賞 (The AMEEF Environmental Excellence Award-Communication) 対象は資源・エネルギー業界	オーストラリア資源エネルギー環境財団 (Australian Minerals & Energy Environment Foundation : AMEEF)

3) その他の環境報告の促進策

その他、環境省等における環境報告の促進策としては、イギリス及びドイツなどでは年金法が改正され、「投資判断の際に、企業の環境、社会配慮を考慮しているか」についての開示が義務付けられています。オーストラリアでは、環境省ホームページにおける情報提供、環境省が商工会議所による中小企業向けに環境報告書ガイドラインの作成に当たっての補助金を支出、環境マネジメントシステム、環境デザイン、ライフサイクルアセスメント、環境会計など、事業者のエコ（環境・経済）エフィシエンシーに関する普及促進、環境省に質問窓口（電子メール、Fax、文書）の設置、及び事業者への情報提供等が行われています。

また、EU では「企業の年次会計及び年次報告書における環境問題に関する認識、測定、及び公表に係る 2001 年 5 月 30 日付勧告（COMMISSION RECOMMENDATION of 30May2001 on the recognition, measurement and disclosure of Environmental issues in the annual accounts and annual reports of companies (2001 / 453 / EC))」が策定されています。（表 5 参照）

【表5：諸外国におけるその他の環境報告書の促進策】

国名	政府、環境省等による環境報告書の促進策
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・環境パフォーマンス報告の奨励 上場企業の FTSE 指数上位 350 社に対し、環境パフォーマンス報告の奨励を首相が表明 ・改正年金基金法（2000年） 年金基金の運用者に対して社会的責任投資に関する方針（社会、環境、又は倫理面における配慮をどの程度行っているか）の公開義務付け ・改正企業法 企業の年次報告書で公開する情報に、事業特性の理解と関連がある場合には事業の社会、環境面での影響を含む
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・年金改革法の制定（2001年） 公的及び個人年金基金を取り扱う投資会社に対する減税措置のために、政府から認証を受ける条件の一つに投資先の選択に当たっての社会・環境面での基準を年次報告することが含まれる。
EU	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の年次会計及び年次報告書における環境問題に関する認識、測定、及び公表に係る 2001年5月30日付勧告の策定 (COMMISSION RECOMMENDATION of 30May2001onthe recognition, measurement and disclosure of environmental issues in the annual accounts and annual reports of companies (2001 / 453 / EC)) EU 加盟国に対して、自国内の企業が発行する年次報告書における環境情報開示を促す施策を実行するよう勧告 ・第6次環境行動計画策定 企業に対し、環境パフォーマンスの測定を奨励するとともに、EU のルールに対する理解促進、企業に対し、良い環境パフォーマンスに報いるためのスキーム開始、グリーン購入推進のために、税金その他のインセンティブ調査、金融セクターと共同で、環境に配慮した投資のクライテリア策定に着手
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が、持続可能性報告プログラムのスポンサー
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省ホームページにおける情報提供 環境報告書の基本的考え方、国内外の環境報告書に関連する企業・団体・個人へのリンク集、用語集、環境報告書作成の障害について概説 ・環境報告書ガイドラインの作成 ・中小企業向け環境報告書ガイドライン作成のための商工会議所等への補助金 ・政府の質問窓口の設置、直接面会による情報提供
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護庁によるGRIへの支援

4) 欧州連合における環境管理監査スキームの概要

EU の環境管理監査スキーム（EMAS）は、1993 年に制定された EU 規則に基づき、1995 年から、EU 領域内の工場等を対象に実施されている制度です。その目的は、

事業所における EU 規則に定めた要求事項に係る環境方針・環境計画等の策定と環境マネジメントシステムの確立及びその実施を促進する環境マネジメントシステム等の内容及びその実績について客観的・定期的評価を行うことにより、事業所の環境方針の内容、環境マネジメントシステム及び環境行動計画の適切性、環境監査の実施状況、環境声明書に記載されたデータと情報の信頼性、適切性を担保する

国民に事業所の環境に関する取組についての公平な情報を提供すること等にあり、環境声明書（環境報告書）を、公認環境検証人による検証を経て公表することが求められていることに、大きな特徴があります。

環境声明書には、事業活動の詳細、関与する活動に係わる全ての重要な環境問題についての評価の結果、汚染物質の排出量、廃棄物発生量、原料・エネルギー・水の消費量、騒音その他の重要な環境分野のデータの要約、環境パフォーマンスに関するその他の要因、事業所において実施されている環境方針・計画の内容、次回の環境声明書の提出期限、及び公認環境検証人の氏名を記載することが求められています。

また EMAS 制度に参加し、公認環境検証人の検証を受けた事業者は、図 8 に示した EMAS のロゴマークを事業所及び環境声明書に掲示（もしくは記載）することができます。

この EMAS の欧州連合全体の参加数は 2002 年 1 月末時点で 3,982 事業所となっていますが、その参加状況は国によって差異があり、最も多いのがドイツで 2,641 事業所（全体の 66.3 %）、次いでオーストリアの 421 事業所（10.6 %）、スウェーデン 202 事業所（5.1 %）などとなっています。



【出所：EMASウェブページより*18】

EMAS は欧州域内の事業所の環境マネジメントシステムの構築、環境保全活動の推進に大きな役割を果たしているとの評価がある一方、環境検証人による検証基準のばらつきが大きいとの批判もあります。

*18 : http://europa.eu.int/comm/environment/emas/index_en.htm

5) 環境報告書の作成・公表あるいは環境情報公開の制度化

諸外国では、EMASのような任意の制度ではなく、上場事業者や比較的環境負荷の大きい全ての事業者を対象として、事業所の環境情報に関する説明責任を強化するとともに、環境マネジメントシステムの導入を促進するため、事業者が環境報告書等の作成と公表を、法律で制度化する動きが広がっています。

オランダでは、1997年に改正された「環境管理法」により、環境への負荷の大きい特定の施設を有する事業所約300に対して、行政機関提出用と一般公表用の2種類の環境報告書を作成し、前者は許認可に係わる地方公共団体及び地方の公共事業・水管理局に提出すること、後者については誰でも入手可能であることを義務付けています。

デンマークでは、1995年に制定された「環境計算書法」により、最終的に「環境保護法」で許認可を受ける必要がある約3,000の事業所に対して、環境報告書を作成し、商業企業庁及び地方監督機関に提出後、公開することを義務付けています。

フランスでは、商法、労働法等の関係諸法令を改正し、全ての上場事業者を対象として、事業活動の環境面及び社会面に関する情報を年次報告書に記載することを義務付け（2002年2月21日付け官報で公告）、本年より施行される見通しです。

ベルギーのフランダース州でも1999年に、環境報告書を作成し、州環境許認可省に提出することと、その情報を公開することを義務付けています。

その他、スウェーデン、ノルウェー、フランス及びオーストラリアでは、年次報告書に環境に関する情報を記載するよう、会社法等で制度化しています。

以上のように、諸外国においては、環境報告書の作成及び公表を促進するため、様々な施策が実施されており、特に、年次報告書を含め、何らかの形式で環境情報を公開することを法的な義務とする制度が実施されています。（オランダ及びデンマークの詳細な状況については、資料4を参照）

6) 社会的責任投資の拡大

平成13年度「金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書」（平成14年3月環境省）においては、社会的責任投資（SRI）の拡大傾向が指摘されています。

SRIとは、従来からの株式投資の尺度（収益性や成長性、キャッシュフ

ロー等)に加え、環境保全、人権や労働安全衛生、地域社会などへの対応の評価を銘柄選択に加えた投資信託を言います。

米国においては、もともと南アフリカのアパルトヘイト問題、ベトナム戦争などに関連して倫理的投資や社会運動と結びついた投資が行われていましたが、1990年代以降、環境問題の深刻化と市民意識の高まりを受けて、広く環境配慮等を行う企業に投資する投資信託が急速に注目を集め、拡大しています。現在、米国における社会的責任投資全体の規模は2兆3,400億ドルに達しているとされており、この内スクリーニング型投資行動は2兆300億ドルと推定されています。「環境」はスクリーニング型の投資行動の評価項目として運用事例の50%以上で採用されており、オープン投信のファンドの過半数で企業の環境配慮行動評価を反映させていると推測されています。

欧州では、1948年から英国国教会が機関投資家として、武器、アルコール、たばこ、ギャンブルに関連する企業に対する投資を忌避する方針を明確にしたり、1984年に社会的責任投資を明確に打ち出した投資信託商品が設定されたりするなど、古くからSRIの取組が行われてきました。そして1980年代末に広く環境配慮を行う企業に投資する最初の投資信託が設定され、1990年代に入ると、これに続いて続々と環境効率性の観点から投資企業を選定する投資信託が設定されるという状況になっています。現在、欧州内のSRI型オープン投信は、設定数251ファンド、投資残高156億ユーロと見られています。

また、英国では2000年に年金法が改正され、「投資判断の際に、企業の環境、社会配慮を考慮しているか」についての開示が義務付けられ、金額ベースでは8割近い年金基金がこうした配慮をはじめており、同様な制度改正は、フランス、ドイツ、オーストラリアなどでも行われています。

以上のように、欧米においては1990年代以降、SRIが急速に拡大しつつあり、これに伴って、企業に対して環境、社会配慮などの情報開示が求められており、環境報告書(持続可能性報告書)を作成、発行する企業が増加傾向にあります。